

令和7年第1回総会

山武市農業委員会会議録

令和7年1月6日 開会

令和7年1月6日 閉会

令和7年第1回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年1月6日（月）午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (4) 農業振興地域整備計画（令和6年度第2回目）の変更に伴う意見について
- (5) 令和6年度第10次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (6) 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
- (7) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (8) 山武市農地利用最適化推進委員の候補者について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第7 議案第4号 農業振興地域整備計画（令和6年度第2回目）の変更に伴う
意見について

日程第8 議案第5号 令和6年度第10次農用地利用集積計画（案）の決定につい
て

日程第9 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

日程第10 議案第7号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第11 議案第8号 山武市農地利用最適化推進委員の候補者について

令和7年1月6日 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議長

では、これから令和7年第1回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は、議席番号16番小川委員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。

議事録署名人は、議席番号7番高野委員及び議席番号8番増田委員を指名いたします。

◎報告

(事務局報告)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

申請番号ごとに推進委員の状況説明及び農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1の説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

議案第1号の1番について説明いたします。

これは所有権の移転、売買です。

譲渡人は、昨年、義理の父親が亡くなり、相続はしましたが、自宅と遠く離れているため、耕作できないため、隣地の譲受人に買ってもらっていることになっております。

譲受人は、今後、苗用のハウスなどを建てることを計画しています。

特に問題はないです。

説明は以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号6番佐藤委員に求めます。

佐藤委員

議席番号6番佐藤です。

佐瀬推進委員さんの説明のとおりで、特に問題はないと思われま

す。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

どうぞ、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号2の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進の高宮です。
申請番号2について説明をします。
この申請は、売買による所有権の移転です。譲渡人は農業経営縮
小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。
先日、現地を確認してきました。畑には柿の木が30本ほど植えら
れておりまして、草もきれいに刈り取られておりました。譲受人は、
ここで取れた果実を農産物直売所などで販売していきたいとのこと
です。
地区としても何ら問題はないと思います。よろしく願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号15番石橋委員に求めま
す。

石橋委員

議席番号15番石橋です。
ただいまの高宮推進委員さんの御説明のとおりでありまして、問
題はないと思われます。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。
御審議のほど、よろしく願いします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号2を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号3の説明を隣接地区推進委員の戸村委員に求めます。

戸村推進委員

隣接地区委員の戸村といいます。

申請番号3について説明します。売買による所有権移転です。譲
受人と譲渡人は親子であり、譲受人は今年3月、現在の職を退職し、
父からの土地を譲り受けたいということで、今後管理していくとい
うことですので、親子間の権利移転ですから何ら問題ないと思いま
すので、審議のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号1番井野委員に求めま
す。

井野委員

議席番号1番井野です。

ただいま推進委員が説明したとおりでありまして、別段問題ござ
いせん。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号4の説明を地区担当推進委員の戸村委員に求めます。

戸村推進委員

4番の御説明をさせていただきます。
これについては、所有権移転、売買でございます。
譲渡人は高齢のため耕作できないということで、譲受人が受け継いで事業をやっていくということです。
昨日、現地を見てきましたけれども、既に水田も耕起されていて、きれいな状態でありました。担当としては、何ら問題ないと思いますので、審議のほうよろしくお願いいたします。
以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号5番廣口委員に求めます。

廣口委員

5番の廣口です。
ただいま戸村推進委員から報告がありましたとおりで、私も現地を見てまいりましたが、きれいに整備されておりました。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いします。

議長

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号5の説明を地区担当推進委員の高橋委員に求めます。

高橋推進委員

担当推進委員の高橋です。

申請番号5について、これは売買による所有権移転であります。

譲渡人は高齢で遠方に住んでいて、現在、墓じまいから屋敷等を全部処分するという話であります。

譲受人は長年この畑を耕作して、今もきれいに家庭菜園で野菜を作っております。

何も問題ありません。よろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号2番小山です。

ただいまの高橋推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いをいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号6及び7は、日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についての申請番号2、営農型太陽光発電の設置のための一時転用に伴う賃貸借権と区分地上権の設定に関する案件でございます。

お諮りいたします。

申請番号6及び7は、日程第6、議案第3号の申請番号2と併せて審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。申請番号6及び7は、日程第6において、議案番号第3号の申請番号2と併せて審議いたします。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要説明が終わりました。
状況の説明を隣接地区推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員 隣接地区推進委員の布施です。
申請番号1について説明いたします。
こちらの申請は、農振農用地への農業用倉庫建築を目的とした転用です。
先日、現地を確認してきました。
申請者は地元の中心的な農家でありまして、経営規模の拡大に伴い、農機具の大型化や農業用資材が増えたため、今の施設では対応できなく、新たな農業用倉庫が必要となり、利便性や防犯的にも、自宅のすぐ前にある当該地が適しているということで、今回の申請に至りました。
地域の農業をこれから担っていくということで、地元としては何ら問題はないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を鈴木委員に求めます。

鈴木委員 議席番号13番鈴木です。
先日、現地確認をしてまいりました。議案第2号、申請番号1について、内容は先ほど布施推進委員が説明したとおりであります。
本件は、農振農用地への農業用倉庫の建築であり、農用地利用計

画において規定された用途に供するため、問題ないと思われます。
したがって、許可相当と思われます。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに
御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を隣接地区推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員 隣接地区推進委員の布施です。
申請番号1について説明いたします。
こちらは第1種農地で、資材置場設置を目的とした申請です。
先日、現地確認してまいりました。
申請地は、譲受人の事業時の隣接地であり、保管する資材・製品の増加に伴い、資材置場を拡張したいとのことで、この申請に至りました。
立地的に、水路や道路で分断されているため、周辺農地への影響を最小限に抑えられた場所であると思われます。
隣接農地所有者からも同意を得られているため、地元としても問

題はないかと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を鈴木委員に求めます。

鈴木委員 議席番号13番鈴木です。
先日、現地調査に行っていました。
議案第3号、申請番号1についてですが、内容は先ほど布施推進委員が説明したとおりでございます。
本件は、第1種農地への資材置場の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、既存施設の拡張で、拡張面積が既存施設の面積の2分の1を超えない場合は、許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。よろしく願いします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
申請番号2を審議いたします。
本件は、日程第4においてお諮りしたとおり、議案第1号の申請番号6及び7と併せて審議いたします。
事務局に概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の高橋委員に求めます。

高橋推進委員 担当推進委員の高橋です。

申請番号2について説明いたします。

昨年の12月27日に農業委員さんの方々と現地調査に行った結果、この土地は十何年か前に残土で埋められた畑なんです。農道・畑より1メートル50センチメートルぐらい高く埋められている土地なんですけれども、そこに2メートルの支柱、それから1メートルのパネルが設置されることを地元の第1工区の工区長並びに五木田地区の区長さんといろいろ相談しました。

それで、2月・3月に区会がありますので、そのときまで一時保留という形でどうでしょうかという話なんですけれども、それでひとつお願いします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を石橋委員に求めます。

石橋委員

議席番号15番石橋です。

先日、現地を確認してまいりました。

議案第3号、申請番号2ですが、内容は先ほど高橋推進委員さんの御説明のとおりです。

保留案件ということなんですけれども、それでよろしいでしょうか。地元がそうおっしゃっているのです。

議長

私も現場を見に行きましたけれども、はっきり言って、ちょっとひどいなと。まるっきり畑ではありませんので、物を作れるような状態じゃないことが現状なんです。高さも、私の背よりずっと高いような土盛りをしてありまして、これはちょっと、今のところ保留にし、五木田の地区の方々の意見を十分聞いてからのほうがよろしいんじゃないかと、私自身も思います。

現地調査の結果、保留ということで、現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

本件については、地元の意見を考慮して保留としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

では、地元の意見を聞いた後での話ということで、御異議なしと認めます。

本件は保留といたします。

申請番号3の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

3号の3について説明します。

これは使用貸借権の設定で、農業用施設用地の転用です。

譲受人は養豚業を営んでおり、既存の豚舎の隣接地に規模を拡大するためです。

周辺農地への影響ですが、北側は道路、東側は耕作されていない状況です。南東側は自己所有地ということで、影響は少ないようです。

また、し尿処理施設の計画もきちんとされております。

今、養豚がだんだん減っていく中で、後継者もおおり、頑張っておられる方です。よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を鈴木委員に求めます。

鈴木委員

議席番号13番鈴木です。

先日、現地調査に行っていました。

議案第3号、申請番号3についてですが、内容は先ほど佐瀬推進委員の説明のとおりでございます。

本件は、農振農用地への豚舎の建築であり、農用地利用計画において指定された用途に付するため、問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われます。よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農業振興地域整備計画（令和6年度第2回目）の変更に伴う意見についてを議題といたします。

重要変更の案件番号1を審議いたします。

事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の鈴木委員に求めます。

鈴木推進委員

担当推進委員の鈴木です。

議案第4号、番号1を説明します。

先日、現地確認をしてまいりました。

申請地は現在、登記地目も原野になっており、周辺農地への影響もそれほどない場所ですし、地元としても何ら問題はないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を石橋委員に求めます。

石橋委員

議席番号15番の石橋です。

先ほど鈴木推進委員さんの御説明のとおり、本件は、登記地目が

非農地であること、及び、状況も農地ではないことから、農地法の適用対象外と考えられます。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
案件番号1を採決いたします。本件は農地法適用対象外として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は農地法適用対象外として意見を付すことに決定いたしました。
重要変更の案件番号2を審議いたします。
事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
議案第4号、農振除外重要変更案件番号2について、説明をいたします。
所有者は既に高齢であり、後継者もいません。また、周りも全て非農地であり、借り手も見つからないため、管理に困っていたということです。
隣接地は非農地であり、周辺農地への影響は少ないと思います。
地元としても何ら問題はないかと思います。御審議よろしくお願いします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を鈴木委員に求めます。

鈴木委員 議席番号13番鈴木でございます。

先ほど推進委員の伊藤さんの説明したとおりでございます。

代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。

したがって、農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項各号に該当しないため、転用の許可見込みがあると思われます。よろしくをお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

案件番号2を採決いたします。本件は許可見込みありとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可見込みありとして意見を付すことに決定いたしました。

重要変更の案件番号3を審議いたします。

事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の鈴木委員に求めます。

鈴木推進委員

担当推進委員の鈴木です。

議案第4号、3番について説明をします。

先日、現地確認をまいりました。

申請地のうち、1筆におきましては、登記地目が畑です。

所有者は当該農地を相続したものの、営農はしておらず、管理に困っていたところです。

申請地は申請者住宅の隣接地であり、駐車場を整備したいとのことで、申請に至りました。

周辺農地への影響という観点からも最小限に抑えられた計画であると思われます。

また、申請地のうち、もう1筆については、登記地目が宅地であることと、及び、現況が農地でないことと、既に宅地の一部として使用している状況ですので、特に申し上げるところはないと思われます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を石橋委員に求めます。

石橋委員

議席番号15番の石橋です。

先日、現地を確認してきました。

内容は、先ほど鈴木推進委員さんの御説明のとおりで、宅地部分については登記地目が非農地であること、及び、現況も農地でないことから、農地法の適用対象外と考えられます。

また、畑については、申請地が申請人住宅に隣接しており、例外規定のうち、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されているものの適用は可能ですので、許可見込みはあると思われます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

案件番号3を採決いたします。本件は、畑については許可見込みあり、宅地については農地法適用対象外として、意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は、畑については許可見込みあり、宅地については農地法適用対象外として、意見を付すことに決定いたしました。

重要変更の案件番号4を審議いたします。

事業等の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要説明が終わりました。
状況の説明を地区担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員

地区担当推進委員の高宮です。
案件番号4について説明をします。
申請地はもともとかなり盛土をされて、竹などが繁茂して、荒地になっております。現在、登記地目も非農地になっておりまして、周辺農地への影響もそれほどない場所です。
近隣の農地の方、住民の方には説明済みであり、地元としても何ら問題はないと思います。
以上です。

議長

状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を石橋委員に求めます。

石橋委員

議席番号15番石橋です。
先日、現地を確認してきました。
高宮推進委員さんの御説明のとおりであります。
本件は、登記地目が非農地であること、及び、現況も農地でないことから、農地法の適用対象外と考えられます。
よろしくお願いします。

議長

現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
案件番号4を採決いたします。本件は、田については山武市の道路であるので意見なし、原野については農地法適用対象外として意見を付すことに、御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は、田については山武市の道路であるため意

見なし、原野については農地法適用対象外として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、令和6年度第10次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

利用権設定等個人別明細の番号3は、議席番号14番藤田委員に関する案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されております。このことから、審議の方法についてお諮りいたします。

利用権設定等個人別明細の番号3を除く案件を一括して審議し、その後、藤田委員の案件である利用権設定等個人別明細の番号3を審議することとしたいと思いますが、意見ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

この議案は、利用権設定等個人別明細の番号3を除く案件を一括審議とし、その後、利用権設定等個人別明細の番号3を審議いたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

利用権設定等個人別明細の番号3を除いた案件について採決いたします。本件を承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

利用権設定等個人別明細の申請番号3を審議いたします。藤田委員の退室を求めます。

(藤田委員 退室)

議長

再開いたします。

利用権設定等個人別明細の申請番号3を採決いたします。本件を承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

藤田委員に関する議事が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(藤田委員 入室)

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）への意見聴取についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第6号は原案のとおり決定すべきものと意見を付することで御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第7号

議長 日程第10、議案第7号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
お諮りいたします。
この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の報告を求めます。
番号1の報告を地区担当推進委員の川津委員に求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員の川津でございます。
番号1について説明いたします。
更新です。
会社として名前が載っておりますが、稲作農家でございます。
年々規模を拡大しておりまして、何ら問題はないと思われま
すので、よろしくお願いいたします。

議長 番号2の報告を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
ナンバー2について説明させていただきます。
新規です。
施設野菜でトマト、メロン、あと水稻も栽培しています。
申請直後に父親が亡くなってしまいましたけれども、本人とお母
さんでトマトの暑熱対策をして増収を目指して頑張っているそう
なので、どうぞよろしくお願いします。

議長 番号3の報告を地区担当推進委員の今関委員に求めます。

今関推進委員 地区担当推進委員の今関です。
番号3について説明をします。
この方は新規です。
両親が高齢のため労働力不足になって、奥さんの実家に就農しました。会社を数年前に退社して、就農して4年目になります。
稲作を中心に頑張っておりますが、現在はねぎを一生懸命作っておりますので、よろしくお願いします。
以上です。

議長 番号4の報告を地区担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。
番号4について説明します。
更新です。
本人と妻と母の3人でハウレンソウを主に経営していますが、今後、機械化が可能な人参、ねぎなどを拡大していくとのことです。
以上です。

議長 番号5の報告を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。
番号5、更新です。
肉用牛です。繁殖等、子牛の育成を行っております。
餌代を少しでも安くするよう、経営努力を行っております。よろしくお願いします。

議長 番号6の報告を隣接地区推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員 地区担当の小川です。
番号6は更新です。
水稻とねぎを主にやっております。ハウスも少しやっておりますので、たまに、忙しいときは、パート等を入れてかなり頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第7号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第8号

議長

日程第11、議案第8号、山武市農地利用最適化推進委員の候補者についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

この議案は一括審議といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

この議案は人事に関する案件ですので、質疑を省略して採決いたします。本件を原案のとおり承認する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、本案件は、4月1日に開催する次期農業委員会の初総会において、農地利用最適化推進委員の委嘱に関わる議案となるものがございます。

以上で、本日予定しました議案審議は全て終了いたしました。

◎その他

議長

その他の件について、皆様方から御意見等ございませんでしょうか。

◎閉 会

議長

御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会いたしたいと思います。